

令和8年度 東大和市立第二小学校

いじめ防止等のための基本方針

令和8年4月1日策定

はじめに

本校は人間尊重の精神を教育の基盤にし、「学校は失敗するところ！教室は間違えるところ！授業は子供が主人公！誰一人取り残さない！」をキャッチフレーズとして、「意欲をもって問題解決に取り組み、他者と助け合い、かかわり合って高まる子供」の育成に向けた教育活動に取り組んでいる。また、保護者や地域と連携を図り、学校と家庭、地域がそれぞれの役割を踏まえながら、子どもたちの健全な成長を目指している。

平成25年にいじめ防止対策推進法が制定され、その第13条に学校はいじめ防止基本方針の策定が義務づけられた。そこで、本校はいじめの防止等についての対策を総合的かつ効果的に推進するため、本基本方針を策定している。

I 基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

【いじめ防止対策推進法 第二条 第1項】

(2) いじめの禁止

児童等は、いじめをおこなってはならない。

【いじめ防止対策推進法 第四条】

(3) 学校はいじめに対する基本的な考え方

- ① いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。「いじめは、人として絶対に許されない行為である」という認識を全教職員がもち、未然防止、早期発見・早期対応を校長のリーダーシップのもと組織的に行う。
- ② 「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み一人一人の個性や能力を十分に発揮できるように、いじめのない学校づくりに全力で努めていく。

II 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止等対策委員会

校長、副校長、教務主幹教諭、生活指導主幹教諭、学年主任、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等から構成する。定例会（月1回）及びケース会議（随時）を開催し、友達とのかかわりアンケート等で得られた情報等から、実態把握と確認、早期解決のための具体策、事後指導、未然防止策の実施方法等を協議・検討する。

(2) 生活指導夕会

毎週金曜日の生活指導夕会で、学年や学級の情報や実態の共有化を図る。また、「いじめ総合対策第3次（上巻 学校の取組編）・下巻（実践プログラム編）」を用いた研修会を定期的で開催する。

III いじめ未然防止の取組

キーワード；「居場所づくり」・「絆づくり」と「自己有用感」

- (1) すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善に取り組む。

- (2) 教師自身が人権に配慮した言動を徹底し、チャイム着席や授業姿勢等、規律ある学習習慣の定着を図る。
- (3) 学級活動での取組、「いじめ防止の学級開き」、「いじめチェック」等を適宜行う。
- (4) 特別の教科道徳の授業における取組、「生命尊重」「思いやりや親切」「信頼・友情」等、教材を工夫する。
- (5) 異学年交流、縦割り交流、全校遊び等を通して人とふれあうことのよさを味わわせ、人間関係を深め広げる場を設定する。
- (6) 「GIGA ワークブック東京」、セーフティー教室等を活用しながら、情報モラル教育、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を行う。
- (7) 代表委員会（児童会）による「いじめシンポジウム」の取組を支援する。（「STOP いじめ！二小5ヵ条」「二小SNS ルール」「タブレット活用の2小ルール」など）
- (8) 全学年、全学級が「いじめに関する授業」（年3回以上）を実施する。
- (9) 互いに認め合い尊重し合える指導を徹底し、人を思いやる心や態度の育成を図り、あらゆる偏見や差別をなくすため、人権教育を推進する。
- (10) 教職員の人権感覚を高めるための取組（4月、6月、11月）を行う。

Ⅳ いじめ早期発見に向けての取組

キーワード；いじめの兆候を見逃さない・見過ごさない

- (1) 友達とのかかわりアンケート（東大和市教育委員会作成）を活用した児童への聞き取り（年5回）、保護者に対する聞き取り（年3回）を実施し、その後、いじめ防止等対策委員会（月1回）を開催し、現状把握と情報共有を行う。
- (2) 担任、養護教諭等による児童観察や保健日誌等を活用して児童の様子を把握し、生活指導夕会（週1回）、生活指導全体会（年間3回）において、全教職員で児童の様子を共通理解する。
- (3) スクールカウンセラーによる第5学年児童全員カウンセリング（年1回）、SC相談記録等を活用して、管理職とSCとの情報共有及び対応策を検討する。
- (4) 教育相談日（月1～3回）、個人面談（7月）を開催し、保護者又は児童と学級担任が話をする時間を設定する。
- (5) 「だれでもなんでも相談BOX」「SOSの出し方に関する教育」「SCによる相談室だより」等、相談機能を充実させる。
- (6) 登校指導及びあいさつ運動（毎日）と下校指導（学期複数回）を実施する。

Ⅴ いじめ早期対応の取組

キーワード；子供の声を丁寧に聞く

いじめを発見・通報を受けた場合は、管理職に報告し、指導・支援体制を組む。

- (1) 学級担任を主たる窓口として、複数の職員で連携し、いじめを受けた児童、いじめを行った児童、その他事情を知っている児童・保護者等から聞き取りを行い、状況及び具体的な事柄・程度・頻度・期間等について事実確認を行い、記録に残す。
- (2) いじめ防止等対策委員会を開催し、記録に基づいた報告を行い、いじめがあったことが認知された場合は、その結果を教育委員会に報告する。
- (3) いじめ防止等対策委員会は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、東大和市教育委員会及び東大和警察署と相談して対処する。
- (4) ネット上のいじめへ対応が学校単独で対応することが困難と判断した場合には、東大和市教育委員会と相談し対応する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、いじめを受けた児童の辛さを受け止め、報告者を含めた該当者の安全を確保し、不安を除去するよう努める。心のケアと併せて、授業時間、登下校時間や休み時間、清掃時間等に配慮する。いじめを受けた児童の自尊感情の回復を図るため、保護者には、把握した事実関係を丁寧に説明し、解決に向けての方策や配慮を共に話し合う。
- (6) いじめを行った児童は、不満や不安をもっている場合があるので、その思いを十分に

聞き、その上で、「いじめは絶対に許されない行為であり、その責任を負わねばならないこと」を理解させる。その保護者においては、子育てに対する悩みや、育てにくさを抱えている場合もあるので、その思いを十分に聞き、その後、いじめの解決に向けて、親として責任をもって関わっていくよう助言・支援を行う。

- (7) いじめを見ていた児童に対しても自分の問題として捉えさせるような教育活動を行い、学級集団や学年集団に対して、臨時の学級会や学年集会等によりいじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行きわたらせるとともに、いじめと疑わしいときには、知らせる大切さも理解させる。

VI 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態

【いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項】

(3) 重大事態の対応

「いじめの重大事態対応ガイドライン」に沿って、いじめの解消について全教職員で共通理解を図り、対応していく。

- ① 重大事態の、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- ② 重大事態が発生した旨を、速やかに東大和市教育委員会へ報告し、教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記②の組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施し、教育委員会に報告する。
- ④ 調査結果について、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

VII いじめ対策年間指導計画（令和 8 年度）

	教職員の活動	児童の活動	保護者・地域への活動
4 月	いじめ防止基本方針確認 いじめ防止対策委員会	ふれあい班活動始	いじめ防止基本方針の周知 いじめ防止基本方針のHP掲載 保護者会 教育相談日
5 月	いじめに関する授業 いじめ防止対策委員会	友達とのかかわりアンケート① 小中連携あいさつ運動	教育相談日 CS 熟議
6 月	生活指導全体会 小中連携協議会 いじめ防止対策委員会	セーフティー教室 SC 全員面接（第 5 学年） SNS 授業（第 3・4 学年）	教育相談日 道徳授業地区公開講座 学校運営協議会
7 月	二小をよくするためのアンケート いじめ防止対策委員会	友達とのかかわりアンケート② SOS 授業（第 5・6 学年）	保護者アンケート① 保護者会 個人面談
9 月	小中連携協議会 いじめ防止対策委員会		教育相談日 小中合同 CS 委員会
10 月	生活指導全体会 いじめ防止対策委員会	友達とのかかわりアンケート③ 小中連携あいさつ運動	教育相談日
11 月	いじめに関する授業 いじめ防止対策委員会	友達とのかかわりアンケート④	保護者アンケート② 教育相談日 CS 熟議

12月	二小をよくするためのアンケート いじめ防止対策委員会	いじめシンポジウム	教育相談日
1月	いじめに関する授業 いじめ防止対策委員会		教育相談日
2月	生活指導全体会 小中連携協議会 いじめ防止対策委員会	友達とのかかわりアンケート⑤ 二小こどもまつり	保護者アンケート③ 教育相談日 学校運営協議会
3月	いじめ防止対策委員会		保護者会 教育相談日
定期的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導夕会（毎週金曜日） ・ふれあい班活動 ふれあい清掃 ・生活指導部会 生活指導夕会 いじめ防止研修 ・校内委員会 ・いじめ防止対策委員会 		

Ⅷ 関係法規

(1) 教育基本法

(教育機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない

(学校教育)

第六条 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 学校教育法

第四章 小学校

第三十五条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(3) いじめ防止対策推進法

第一章 総則（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じて

いるものをいう。

(重大事態への対応)

- ・いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認められるとき。
- ・いじめにより在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安として一定期間連続して欠席している場合など迅速に着手する。

(4) 東大和市いじめ防止対策推進条例

令和2年1月1日から施行

第1条 (目的)

第2条 (定義)

第3条 (基本理念)

第4条 (いじめ防止)

第11条 教育委員会の附属機関として、東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会を置く。

第12条 市長の附属機関として、東大和市いじめ問題調査委員会を置くことができる。